

発行所 株式会社FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二
大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678 Fax :06-6209-8145

◇ 基準年利率を3%に引下げ

Q : 相続税や贈与税の財産評価をする際に使用する利率が引き下げられたそうですが、何%になったのでしょうか。

A : 3.5%から3%に引き下げられました。

【解説】

国税庁はこのほど、財産評価基本通達の一部を改正し、基準年利率を従来の3.5%から3%に引き下げました。

ゴルフ会員権の預託金や定期借地権、特許権、著作権等の相続税評価を行う際に用いる基準年利率は、長期国債の応募者利回りと長期プライムレートの最近10年間の平均値をベースに定められたもので、その時代に促した平均的な金利として算出されています。

平成2年をピークに金利低下の傾向に歯止めがかからず、過去最低の金利水準で推移していることから、平成11年に4.5%だったこの利率も、平成13年1月からは3.5%、さらに今回、3%まで引き下げられることになりました。

基準年利率の引下げにより、複利年金現価を使用する定期借地権、著作権、営業権などは評価額が低くなるのに対し、複利現価を使用する特許権、信託受益権、ゴルフ会員権などは評価額が高くなります。

この取扱いは、平成14年1月1日以後に相続又は遺贈により取得した財産から適用されます。

